

○下関市下水道条例施行規程（一部抜粋）

（排水設備の固着箇所等）

第 2 条 条例第 4 条第 2 号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に、管底高に食い違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないよう差し入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗仕上げをすること。
- (2) 前号によりがたい特別な事由があるときは、下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けること。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第 3 条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準は、法令及び条例第 4 条に規定するもののほか、次に定める基準によらなければならない。

- (1) 水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、トラップを設けること。
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、通気管を設けること。

ア サイホン作用又は逆圧によってトラップの封水が破壊されるおそれのある場合

イ 下水の円滑な流下が妨げられるおそれのある場合

ウ 悪臭や有毒ガスが滞留するおそれのある場合

- (3) 浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるに有効な目幅をもったストレーナーを設けること。

- (4) 次に掲げる物質を排出する箇所には、管理者の指示する阻集装置を設けること。

ア 油、グリース（脂肪）その他可燃性溶剤

イ 土砂、石粉、ガラスくず、金剛砂

ウ 金銀材等の切片くず粉

エ 水銀

オ 毛髪等

- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き 100分の1以上とすること。
 - (6) まずは、管渠の集合接続点、屈曲点、内径等又は勾配の変化する箇所及び直線部分においては管渠の内径等の120倍以内の間隔にそれぞれ設け、ますの形状は円形又は方形で、維持管理上支障のない内径又は内のりを有すること。
 - (7) 排水管の土かぶりは、公道内では道路管理者の指示するところによるものとし、私道内では60センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上とすること。ただし、これによりがたい場合で、必要な保護を施したときは、この限りでない。
 - (8) 地下室その他汚水の自然流下が十分でない場所においては、ポンプ施設を設けて排水すること。
- 2 前項各号に掲げる排水設備の設置及び構造の詳細は、管理者が別に定める基準によらなければならない。